

## 長野県看護職員修学資金 よくある質問

Q1	現在 3 年生ですが、応募できますか。
A1	応募できます。新入生だけでなく、在生も申請可能です。
Q2	他の奨学金との併用はできますか。
A2	本修学資金の趣旨である中小の医療機関等への就業と相反する趣旨の奨学金（病床数 200 床以上の病院への就業を返還免除の条件とするもの等）との併用はできません。 上記以外の日本学生支援機構の実施する奨学金等との併用は可能です。
Q3	1 年間だけ貸与を受けました。卒業後に返還免除対象施設へは、5 年間従事する必要がありますか。
A3	返還債務の免除を受けるためには、貸与期間に関わらず 5 年間の返還免除対象施設への就業が必要です。 ただし、修学資金の貸与を受けた期間以上の返還免除対象施設での就業で、一部の返還債務の免除を受けることができます。
Q4	5 年間返還免除対象施設へ就業しました。免除を受けるには、どんな手続きが必要ですか。
A4	返還免除対象施設での就業期間が 5 年を経過し、返還債務の免除を受ける場合は、「看護職員修学資金返還債務免除申請書（様式第 4 号）」と「看護職員としての業務従事証明書」により、申請してください。 申請がない場合、返還免除対象施設での就業期間に関わらず、返還債務が免除となりません。免除の事由に該当した場合は、速やかに手続きを行ってください。

Q5	<p>出産や病気等により、返還免除対象施設での就業に従事できないときは、どのようにすればよいでしょうか。</p>
A5	<p>災害や疾病、その他やむを得ない理由があるときには、事前にその理由の事実を証明する書類を添えて「看護職員修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第5号）」を提出してください。</p> <p>また、やむを得ない理由とは、災害や疾病等、本人の責めによらない理由のことを指します。経済的理由は、「やむを得ない理由」には該当しません。</p>
Q6	<p>返還となったときの手続きはどのようにすればよいのですか。</p>
A6	<p>返還しなければならない事由が発生した場合は、速やかに「看護職員修学資金返還明細書（様式第3号）」を提出してください。</p> <p>本県にて受理後、「納入通知書」を送付しますので、金融機関等にてお支払いください。</p> <p>また、免除対象施設での就業期間が貸与を受けた期間以上の場合は、一部免除を受けられる可能性があります。詳しくは、Q10を確認ください。</p>
Q7	<p>今後、結婚のため住所等が変わります。どのような手続きが必要ですか。</p>
A7	<p>住所、氏名が変更となった場合は、速やかに「異動届（様式第8号）」を提出してください。</p>
Q8	<p>返還免除対象施設に就業し、返還の猶予を受けています。返還免除対象施設から返還免除対象施設に就業先を変更しましたが、どのような手続きが必要ですか。</p>
A8	<p>速やかに「異動届（様式第8号）」、「就業届（様式第10号）」を提出してください。</p>

Q9	<p>現在努めている返還免除対象施設を退職して、別の返還免除対象施設に就業したいと考えています。どこが対象となるのでしょうか。</p>
A9	<p>従事予定の施設等が免除施設に該当するかは、当該施設等の状況の変化により異なりますので、就業の際には施設の状況の確認が必要です。</p> <p>卒業時にお渡しする「卒業時における手続きについて」に記載の免除対象施設を確認してください。</p> <p>なお、返還免除対象施設に就業中に勤務先が返還免除対象外施設となった場合は、就業期間が5年に達するまでの間、返還免除対象施設に勤務したものととして取り扱いますので、引き続きの従事をお願いします。</p>
Q10	<p>2年間修学資金の貸与を受け、返還免除対象施設に就業しましたが、2年間就業した後に退職しました。この場合、貸与を受けた全額を返還しなければなりませんか。</p>
A10	<p>従事した期間が5年には満たないが、貸与を受けた期間以上、返還免除対象施設において看護業務に従事したときは、以下の計算式により、修学資金の返還の一部免除が受けられます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{免除額} = \text{貸与総額} \times \frac{\text{就業期間 (月単位)}}{\text{貸与を受けた期間}^{\ast} (\text{月単位}) \times 5/2}</math> <p style="text-align: center;">(※ 2年未満の場合は2年 (24月) )</p> </div> <p>【免除額の算出例】</p> <p>貸与総額 504,000 円 (月 21,000 円×12 月×2 年間)、返還免除対象施設の就業期間が2年間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{免除額} = 504,000 \text{ 円} \times \frac{24 \text{ ヶ月}}{24 \text{ ヶ月} \times 5/2} = 201,600 \text{ 円}</math> </div> <p>返還額は、504,000 円 - 201,600 円 = 302,400 円 (貸与総額 - 免除額 = 返還額) となります。</p>
Q11	<p>申請に必要な様式が手元にありません。どうしたらよいでしょうか。</p>
A11	<p>長野県公式ホームページへ各様式を掲載しています。必要資料をダウンロードして活用ください。</p> <p><a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/doctor/jujisha/faq.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/doctor/jujisha/faq.html</a></p>

<b>Q12</b>	有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、認知症高齢者グループホーム、通所介護事業所（デイサービス）は返還免除対象施設ですか。
<b>A12</b>	返還免除対象施設ではありません。